

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年10月9日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
理科室床等修繕
- 2 履行(納品)場所
鶴見区下末吉6-13-1
末吉中学校
- 3 契約日
令和6年9月9日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年9月30日
- 5 契約金額
660,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
有限会社 中央美工社(港南区港南3-36-7)
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
末吉中学校において火災が発生し、実験台が燃焼しました。教育活動に支障を来たさないよう緊急に修繕を行う必要がありました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市有資格者名簿に登録されている業者であり、当該修繕において迅速な対応が可能であることから選定しました。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課